

「障害基礎年金・サポートファイル」勉強会

8月8日(水)に、静岡市中央福祉センター31 会議室において、「障害基礎年金・サポートファイル」の勉強会が開催されました。第1部は、講師に静岡年金事務所お客様相談室年金相談担当 岡野様と、国民年金課 細野様をお迎えし、障害基礎年金の概要・手続きと、国民年金の加入・免除申請などの説明をしていただきました。また、障害年金の請求という観点から見たサポートファイルの活用方法についてもアドバイスをいただきました。

第2部は、新美副会長より、サポートファイルがどんな場面で役に立ったか、いろいろな方の実体験をもとにお話しいただきました。

参加者 35名のうち、学級部の方も多く参加されており、関心の高さを感じました。

「障害基礎年金」とは？

- ①障害基礎年金の請求ができるのは、原則として20歳から65歳未満の方です。
- ②障害基礎年金は日本年金機構での審査によって、受け取れるかどうか決まります。
- ③特別児童扶養手当や療育手帳等と、障害基礎年金とは認定の基準が異なります。
- ④20歳前に傷病を負った人の障害基礎年金には所得制限があります。そのため、毎年「所得状況届」の提出が必要です。
※1人世帯（扶養親族なし）については、所得額が360万4千円を超える場合

障害基礎年金を請求する時の必要書類は？

障害基礎年金の請求時には、たくさんの書類が必要となり、記入する量も膨大です。しかし、お子さんが小さい頃から準備することで、請求時の大変さを軽減できるのです。

①「病歴・就労状況等申立書」

お子さんの日常生活の様子などを、生まれてから年金請求時の約20年分記入するものです。20年前のことを思い出すのはかなり大変ですので、お子さんが小さい時から記録しておくことをお勧めします。

サポートファイル「成長の記録」P1を活用しましょう

②「診断書」

年金の請求には、障害のことで受診している医師に「診断書」の作成を依頼する必要があります。もし、現在定期的に医師の診察を受けていない場合は、早めに受診先を決めて、定期的に受診されることをお勧めします。

参加者の声

(障害基礎年金)

- ・全く分らなかった障害基礎年金のことが、少し分かりました。
- ・障害基礎年金の手続き方法の説明が、具体的でよかったです。
- ・今後、やるべきことが分かりました。

(サポートファイル)

- ・子供のため、家族のために、しっかり書いておきたいです。
- ・書かなければ…と思いながら、なかなか重い腰が上がらずにいましたが、今から記入していきたいと思います。
- ・家族にサポートファイルの置き場所を説明し、いずれ引き継いでいきたいです。

申請窓口・問い合わせ先

- ① 日本年金機構 静岡年金事務所
- ② 街角の年金相談センター静岡

①②とも原則として予約制です。

《予約受付電話番号》

☎ 0570-05-4890

国民年金の加入手続き・免除申請について

日本国内に住んでいる方には、20歳の誕生日の前に、年金事務所から「20歳の国民年金加入のご案内」が郵送されます。障害基礎年金の受給者は、国民年金保険料が「法定免除」となりますので、加入の手続きと免除の申請が必要です。

障害基礎年金の請求の手続きをした方々の多くが、「小さい頃からの様子を記録しておけばよかった」とおっしゃいます。皆さん、ぜひサポートファイルを活用して、今から準備を始めてください！

来年度も勉強会を開催予定です!!